

# 佐渡市の市民憲章が決定しました

## 〈制定までの経緯〉

佐渡市では、市民の精神的な支柱となり得るものとして、また、市民に一体感を持つていただくという観点等から、新生佐渡市にふさわしい市民憲章を制定することになりました。

そこで、各地区からの10名で構成する



佐渡市市民憲章等審議会を設置し、平成16年10月7日に市長が諮問を行いました。今年の5月31日に細野会長から市長に答申書が手渡されました。(写真)

審議会では、4回の審議を経て素案を作成し、今年の2月に広く市民の皆さまから意見を募集しました。その結果7件との貴重な意見をいただきましたので、その

市では、この答申を受けて検討し、この

ほど市民憲章を次のとおり制定することに決定しました。

## 〈市民憲章〉

佐渡は、四季折々の美しい自然と輝かしい歴史と文化を誇る島です。わたしたちは、一島一市の誕生を機に未来を展望し、人の和とたゆまぬ努力によって住みよい佐渡市を築く道しるべとして、ここに憲章を定めます。

### トキの舞う美しい島

豊かな自然を大切に、トキと共に住める美しいまちをつくりましょう。

### 文化の薫るおけさの島

伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう。

### 働く汗の光る島

勤労に意欲と誇りを持ち、創意を生かし活力あるまちをつくりましょう。

### 笑顔と長寿の明るい島

スポーツに親しみ、心と体を鍛え健康で明るいまちをつくりましょう。

### 人情と優しさのあふれる島

共に助け合い、希望と生きがいに満ちた住みよいまちをつくりましょう。

## 《市民憲章の作成方針》

(審議会答申より、原文のまま)

1市7町2村の佐渡島は、平成16年3月1日をもって一島一市となり佐渡市として新たな歴史を刻み始めることとなった。これを機に島は一つという原点に立ちこれから歩むべき道しるべとして市民憲章を定めることとした。

市民憲章の作成に当たっては、他市のものを参考としながら、前文は主旨を定め、主文は見出しをつけ5条で構成した。文書は簡潔に親しみやすい表現とした。さらに佐渡というイメージを強くアピールすることに配慮するとともに理想像を掲げ社会生活的な努力目標とした。市であるが広い佐渡は、多くの特色ある「まち」によって成り立っているため、全ての条文の末文は「まちをつくりましょう」と統一して作成した。